平成２６年（フ）第１３９１号
福岡市南区野多目６丁目４番29号
債務者　樋口須賀子
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤村　元気
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月２日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年11月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１２３８号
福岡県糟屋郡粕屋町大字阿恵312番地５
債務者　西島企画こと　西島　義夫
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村　俊輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月９日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１２８１号
福岡県朝倉郡筑前町下高場1962番地１アビタシオン夜須406号
債務者　松本　弘克
1　決定年月日時　平成26年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　恩穂井達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月９日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３５１号
福岡市西区横浜２丁目５番２―406号
債務者　馬場　雄介
1　決定年月日時　平成26年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安孫子健輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月８日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６７７号
福岡市西区下山門団地３番204号、住民票上の住所福岡市早良区早良７丁目18番15号
債務者　新見　明男
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大野　慶樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月５日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１２２５号
福岡県糟屋郡粕屋町大字柚須160番地１　アイタス福岡105号、前住所福岡県春日市松ヶ丘３丁目176番地
債務者　荒川　健二
1　決定年月日時　平成26年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鶴　　利絵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３４６号
福岡市南区大橋３丁目19番26―103号
債務者　水野　憲二
1　決定年月日時　平成26年９月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉山　弘剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７７号
群馬県高崎市浜尻町44番地13
債務者　岡部　康男
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石島　研二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月14日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第１７８号
群馬県高崎市浜尻町44番地13
債務者　岡部八重子
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石島　研二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月14日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第６５号
香川県丸亀市郡家町3622番地２
債務者　勝宮　　基
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山崎壮太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第６８号
香川県仲多度郡多度津町大字道福寺640番地２
債務者　池内　隆雄
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　籠池　信宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月11日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第４０３５号
大阪市生野区田島３丁目８番10号
債務者　豊川聖一こと　任　　聖一
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中辻　史記
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第２６１４号
大阪市北区長柄中３丁目７番18―506号、前住所大阪市北区南森町２丁目１番18―502号
債務者　清水　敏靖
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２０５号
大阪府寝屋川市境橋町１番27号
債務者　北村　友次
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３４６４号
大阪市生野区田島１丁目３番17号
債務者　松崎　　茂
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７４９号
大阪府枚方市招提南町３丁目18番14―506号
債務者　亀屋沙知江
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７７３号
大阪府門真市栄町10番12号　富士栄町マンション201号
債務者　柊迫　達哉
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３８１８号
大阪市大正区平尾５丁目９番19号平尾マンション101号
債務者　大家　一良
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部